

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 7 年度計画

令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度

令和 7 年 4 月作成

稲 城 市

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅耐震化に係わる取組を位置付け、その進捗状況を把握及び評価するとともに、プログラムの改善を図り、住宅の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、稲城市耐震改修促進計画の「(4)住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、稲城市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された全ての住宅及び新耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの基準で在来軸組工法により建築された平屋建て又は 2 階建てのもの）とする。

5 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までとする。ただし、社会経済状況の変化、関連計画の改訂、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

なお、各取組の実施スケジュールについては、次のとおりとする。

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(1)戸別訪問	木造住宅			
	非木造住宅			
	耐震診断実施後、 耐震改修未実施の住宅			
(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進				
(3)改修事業者の技術力向上に関する取組 耐震改修事業者リストの作成・公開				
(4)耐震化の必要性に関する普及・啓発				

6 実績の公表及び自己評価

毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表し、

アクションプログラムの取組内容について、自己評価を実施する。

7 令和7年度の取組内容及び目標

(1) 木造住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

令和6年度に引き続き、耐震化未実施と判定された木造住宅を対象とし、戸別訪問等の方法により、リーフレット等を用い耐震化の必要性及び補助制度の周知を図る。

(2) 改修事業者の技術力向上に関する取組及び改修事業者リスト

ア 市内の改修事業者に日本建築防災協会のWEB講習「木造住宅の耐震化促進講習会」を受講していただき、技術力向上を図る。

イ 耐震改修事業者リストを作成し、市ホームページ上で公開するとともに、耐震診断実施者等へ配布する。

(3) 耐震化の必要性に関する普及啓発

ア 市内の住民を対象に、防災訓練等の機会を捉え、耐震化の必要性について普及啓発を実施する。

イ 耐震改修等に関するパンフレットを配布する。

ウ 市報及びホームページで耐震改修等の必要性を周知する。

(4) 耐震診断・改修・除却の目標件数について

耐震診断、改修及び除却の目標件数は下記のとおりとする。

ア 木造住宅に対する耐震診断費補助戸数：7戸

イ 木造住宅に対する耐震改修費補助戸数：4戸

ウ 木造住宅に対する耐震除却費補助戸数：1戸

(5) 住宅耐震化を促進する施策の検討

令和7年度より補助対象の拡充を行うことに伴い、新制度の周知並びに制度利用の進捗・効果等を分析し、市内の住宅耐震化の進捗状況、市民の耐震化に関するニーズ等を的確に反映し、効果的な施策について検討を行う。